

## ◎下水道使用料(2か月分)[大垣・墨俣地域] 井戸水使用の場合

検針・請求は2か月に一度行います。

消費税等含みます（10%）		
基本使用料	使用水量（放流量）	使用料
	20m <sup>3</sup> まで	2,714.8円
従量使用料	使用水量（放流量）	従量使用料（1m <sup>3</sup> につき）
	20m <sup>3</sup> を超えて200m <sup>3</sup> まで	136.4円
	200m <sup>3</sup> を超える分	159.5円
計測器使用料（井戸水用メーターを設置している場合に請求いたします）		440円

### ■認定基準

区分	基本認定水量	従量水量
1 一般家事用	1人 20m <sup>3</sup> 2人 32m <sup>3</sup> 3人 42m <sup>3</sup>	1人増すごとに + 8m <sup>3</sup>
2 官公庁、事務所、医院（入院設備のないもの）その他これに類するもの	人員10人まで 108m <sup>3</sup>	5人またはその端数ごとに + 54m <sup>3</sup>
3 病院、医院（入院設備のあるもの）その他これに類するもの	5ベッドまで 202m <sup>3</sup>	1ベッド増すごとに + 40m <sup>3</sup>
4 学校、幼稚園、保育園その他これに類するもの	定員50人まで 242m <sup>3</sup>	50人またはその端数ごとに + 242m <sup>3</sup>
5 劇場、映画館その他これに類するもの	定員100人まで 108m <sup>3</sup>	50人またはその端数ごとに + 54m <sup>3</sup>
6 旅館、ホテル、サウナ、風呂、料理店その他これに類するもの	従業員5人まで 432m <sup>3</sup>	1人増すごとに + 86m <sup>3</sup>
7 飲食店、喫茶店、貸席、遊技場その他これに類するもの	従業員5人まで 162m <sup>3</sup>	1人増すごとに + 32m <sup>3</sup>
8 理容業、美容業、写真業その他これに類するもの	従業員5人まで 162m <sup>3</sup>	1人増すごとに + 32m <sup>3</sup>
9 食肉販売、魚介類販売業、豆腐、こんにゃく製造業、クリーニング業、染め物洗い張り業	従業員5人まで 162m <sup>3</sup>	1人増すごとに + 32m <sup>3</sup>
10 上記の区分に該当しないもの	その都度認定する量	その都度認定する量

（水量認定の対象となる人員及び従業員は、住居者でない通勤、通学者も含むものとする。）

※水道水と井戸水を併用している場合は、水道メーターの流量に基づいて算出した金額と上記認定水量に基づいて算出した金額の高いほうが請求金額です。

※家族・従業員などの人数に変更があった場合は、お客様専用電話（0584-71-8848）へお早めにお知らせください。

## ■認定下水道使用料早見表

(2か月分：消費税等含む、10円未満は切り捨て)

## 1. 一般家事用

使用人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
認定水量	20m <sup>3</sup>	32m <sup>3</sup>	42m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>	58m <sup>3</sup>	66m <sup>3</sup>	74m <sup>3</sup>	82m <sup>3</sup>
使用料	2,710円	4,350円	5,710円	6,800円	7,890円	8,980円	10,080円	11,170円

## 2. 官公庁、事務所、医院（入院設備のないもの）その他これに類するもの

人員	10人まで	11～15人	16～20人	21～25人	26～30人	31～35人	36～40人	41～45人
認定水量	108m <sup>3</sup>	162m <sup>3</sup>	216m <sup>3</sup>	270m <sup>3</sup>	324m <sup>3</sup>	378m <sup>3</sup>	432m <sup>3</sup>	486m <sup>3</sup>
使用料	14,710円	22,080円	29,810円	38,430円	47,040円	55,650円	64,270円	72,880円

## 3. 病院、医院（入院設備のあるもの）その他これに類するもの

病床数	5床まで	6床	7床	8床	9床	10床	11床	12床
認定水量	202m <sup>3</sup>	242m <sup>3</sup>	282m <sup>3</sup>	322m <sup>3</sup>	362m <sup>3</sup>	402m <sup>3</sup>	442m <sup>3</sup>	482m <sup>3</sup>
使用料	27,580円	33,960円	40,340円	46,720円	53,100円	59,480円	65,860円	72,240円

## 4. 学校、幼稚園、保育園その他これに類するもの

定員	50人まで	51～100人	101～150人	151～200人	201～250人	251～300人	301～350人	351～400人
認定水量	242m <sup>3</sup>	484m <sup>3</sup>	726m <sup>3</sup>	968m <sup>3</sup>	1,210m <sup>3</sup>	1,452m <sup>3</sup>	1,694m <sup>3</sup>	1,936m <sup>3</sup>
使用料	33,960円	72,560円	111,160円	149,760円	188,360円	226,960円	265,550円	304,150円

## 5. 劇場、映画館その他これに類するもの

定員	100人まで	101～150人	151～200人	201～250人	251～300人	301～350人	351～400人	401～450人
認定水量	108m <sup>3</sup>	162m <sup>3</sup>	216m <sup>3</sup>	270m <sup>3</sup>	324m <sup>3</sup>	378m <sup>3</sup>	432m <sup>3</sup>	486m <sup>3</sup>
使用料	14,710円	22,080円	29,810円	38,430円	47,040円	55,650円	64,270円	72,880円

## 6. 旅館、ホテル、サウナ、風呂、料理店その他これに類するもの

従業員数	5人まで	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人
認定水量	432m <sup>3</sup>	518m <sup>3</sup>	604m <sup>3</sup>	690m <sup>3</sup>	776m <sup>3</sup>	862m <sup>3</sup>	948m <sup>3</sup>	1,034m <sup>3</sup>
使用料	64,270円	77,980円	91,700円	105,420円	119,130円	132,850円	146,570円	160,280円

## 7. 飲食店、喫茶店、貸席、遊技場、その他これに類するもの

従業員数	5人まで	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人
認定水量	162m <sup>3</sup>	194m <sup>3</sup>	226m <sup>3</sup>	258m <sup>3</sup>	290m <sup>3</sup>	322m <sup>3</sup>	354m <sup>3</sup>	386m <sup>3</sup>
使用料	22,080円	26,440円	31,410円	36,510円	41,620円	46,720円	51,820円	56,930円

## 8. 理容業、美容業、写真業、その他これに類するもの

従業員数	5人まで	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人
認定水量	162m <sup>3</sup>	194m <sup>3</sup>	226m <sup>3</sup>	258m <sup>3</sup>	290m <sup>3</sup>	322m <sup>3</sup>	354m <sup>3</sup>	386m <sup>3</sup>
使用料	22,080円	26,440円	31,410円	36,510円	41,620円	46,720円	51,820円	56,930円

## 9. 食肉販売、魚介類販売業、豆腐こんにゃく製造業、クリーニング業、染め物洗い張り業

従業員数	5人まで	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人
認定水量	162m <sup>3</sup>	194m <sup>3</sup>	226m <sup>3</sup>	258m <sup>3</sup>	290m <sup>3</sup>	322m <sup>3</sup>	354m <sup>3</sup>	386m <sup>3</sup>
使用料	22,080円	26,440円	31,410円	36,510円	41,620円	46,720円	51,820円	56,930円

お問い合わせ先

大垣市水道料金等お客様専用電話

0584-71-8848(直通)